

動物実験計画書審査のポイント

動物実験委員会では動物実験計画書審査の際、主に下記の点を審査の対象としています。
動物実験計画書申請の際は特に下記の点に留意して記載して頂きますようお願い致します。

平成31年3月5日

(令和5年5月16日一部改訂)

国立大学法人 北海道大学

動物実験委員会

1) 研究課題名

非専門家にも分かるような研究課題となっているかどうか（原則的に略語は使用しない）。

2) 研究実施予定期間

5年以内になっているかどうか。

3) 使用動物

使用動物の情報が正確かどうか（特に「齢」の単位「日、週、月、年」が記載されているかどうか、入手先は動物輸送代理店ではなくブリーダー名が記載されているかどうか）。

4) 動物実験の目的

実験を行うに至った経緯、目的、意義、実験結果が社会に与える影響などが記載されているかどうか。

非専門家にも分かるように平易に記載されているかどうか。

略号等は最初に使用するとき適切に説明されているかどうか。

5) 実験方法

チェック項目が実験内容と一致しているかどうか。

実験内容が非専門家にも分かるように平易で詳細に記載されているかどうか。

試料を動物に投与する際は、投与経路、投与量、溶媒、麻酔下か非麻酔下かなどが記載され、動物に可能な限り苦痛を与えない方法によってなされているかどうか。

動物に痛みを与える処置（手術等）の際に鎮痛薬が投与されているかどうか。鎮痛薬の種類、投与量、投与経路、投与頻度等が痛みを排除するに十分であるかどうか。実験の都合上鎮痛薬が投与できない場合はその科学的理由が記載され、それが正当であるかどうか。

苦痛の激しい実験の場合、人道的エンドポイントが適用されているかどうか。原則として動物が死に至るまで実験を行う計画は承認されない。

人道的エンドポイントを適用する目安が記載され、それらが適正かどうか。

- ・ 摂餌・摂水困難、急激な体重減少（数日間で20%以上）、腫瘍のサイズの著しい増加（体重の10%以上）など、客観的に判断できる症状が具体的に記載されているか。

- ・ 実験終了後の動物の処置（安楽死、または安楽死させない等）が記載されているかどうか。

使用動物数の算出根拠が正確に記載されているかどうか。また、その根拠が妥当なものかどうか。

悪い例：1ヶ月に○匹使用し、12ヶ月間で○ x 12 = ○○匹使用するといった記載（1ヶ月に○匹使用する根拠、それを12ヶ月間行う理由が記載されていない）。

6) 想定される苦痛のカテゴリー

実験方法欄から想定される苦痛のカテゴリー分類が妥当かどうか。

7) 動物の苦痛軽減、排除の方法

実験方法欄に記載された麻酔薬、鎮痛薬の情報が正しく記載されているかどうか。

苦痛の激しい実験の場合、人道的エンドポイントが適用されているかどうか。

8) 安楽死の方法

安楽死の方法が適切かどうか。原則として米国獣医学会（AVMA）が発行する最新のガイドライン（<https://www.avma.org/KB/Policies/Documents/euthanasia.pdf>）に合致していることが必要。

【主な適用可能例】

- ・ 麻酔薬の過剰量投与
- ・ 二酸化炭素の吸入（但し、げっ歯類のみ、流量はケージ内の空気との置換え速度が30～70%/min）
- ・ 頸椎脱臼（但し、マウス、200g以下のラット、1kg以下のウサギ、家禽、小型鳥類のみなので適用動物種を実験方法欄に記載すること、麻酔下での施行を推奨、熟練者が行う場合は非麻酔下でも可なので実施者氏名を記載）
- ・ 深麻酔下でのKCl静脈内投与